

蒲郡市中高層建築物指導要綱運用要領

(趣旨)

第1条 この運用要領は、蒲郡市中高層建築物指導要綱（平成15年4月1日施行）の施行に関し必要な事項を定める。

(関係図書の提出)

第2条 要綱第7条第1項に規定する中高層建築物計画届出書（以下「計画届出書」という。）には、次に掲げる図書を添付する。

(1) 付近見取図

- ア 縮尺2500分の1の都市計画図を用いる。
- イ 当該中高層建築物の敷地を朱色で明示する。

(2) 土地の公図の写し

公図の写しに当該中高層建築物の敷地を朱色で明示する。

(3) 配置図

- ア 縮尺は、200分の1程度とする。
- イ 方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示する。
- ウ 外構（敷地内通路、駐車場、植栽等）についても記入する。

(4) 各階平面図

- ア 縮尺は、100分の1程度とする。
- イ 方位、出入口の位置並びに各室の用途及び寸法等を記入する。
- ウ 同じ平面をなす階が複数存在する場合は、これを基準階平面図とすることができる。

(5) 立面図

- ア 縮尺は、100分の1程度とする。
- イ 全周について図面を添付する。

(6) 断面図

- ア 縮尺は、100分の1程度とする。
- イ 敷地に関する事項（平均地盤面、敷地の高低差等）、軒の高さ、最高高さ、斜線制限及び各部の寸法等を記入する。

(7) 日影図

近隣敷地の建築物の状況を明示する。

- (8) 要綱第5条第1項に規定する標識を設置したことを証する写真
写真は2枚以上とし、1枚は標識の文字が判別できるもの、1枚は標識と周囲の状況が分かるものとする。
- (9) 近隣住民への説明状況報告書
ア 個別説明を実施した場合は、個別説明状況報告書（第1号様式（その1）及び第1号様式（その2））に必要事項を記入し添付する。
イ 説明会を実施した場合は、説明会状況報告書（第2号様式（その1）及び第2号様式（その2））に必要事項を記入し添付する。
- (10) その他市長が特に必要と認めるもの
ア 完成予想図（透視図）
イ 計画届出書提出時既に近隣住民との間に協定書等が交わされている場合は、その書面の写しを添付する。

（書類の経由等）

第3条 書類の経由等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画届出書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出部数は、1部とする。
- (2) 計画届出書は、建築住宅課へ提出する。
- (3) 市長は、計画届出書の建築計画の周知状況等により建築主等及び近隣住民の状況を十分把握し、必要な場合は建築主等及び近隣住民の意見調整をする。
- (4) 市長は、建築主等及び近隣住民の意見調整について、当該中高層建築物の建築に対して関係者の具体的な反対がないこと又は話し合いにより建築主等及び近隣住民が同意書、協定書等を締結したことなどをもって終了したとみなす。

附 則

この運用要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市中高層建築物指導要綱運用要領の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月28日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市中高層建築物指導要綱運用要領の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。